

支払え。

三 まとめ

暴力団事務所に関する判例については、売主業者の用地担当者がその存在を知っていた場合に二割の損害賠償を認めた事例（東京地判 平七・八・二九 判時一五六〇一一〇七）、暴力団組員が居住するマンションについて、通常人にとって明らかに住み心地の良さを欠缺状態に至っていたとして、一割の損害賠償を認めた事例（東京地判 平九・七・七 判タ九四六一一八二）、賃借人が暴力団員である中古マンションの売買について、錯誤無効には当たらないとした事例（東京地判 平九・一〇・二〇 判タ九七三一一八四）がある。

これまで、心理的瑕疪については、「通常一般人において住み心地の良さを欠き、居住の用に適さないと感ずることに合理性があることを要する」とされているが、（横浜地判 平一・九・七 判時 一三五二一一二六）本件判決は、抗争に巻き込まれるという抽象的危険性や因縁を付けられる等のおそれがあるという心理的要因による瑕疪を認めた点、興味深い判決である。

最近の判例から

(12)

取壊し目的の建物売買と二年前の自殺

（大阪地判 平一・一・一・一八 判タ一〇〇三一一一八） 伊藤 隆之

土地付中古住宅を、取り壊して新築分譲住宅を建設する目的で購入した買主業者が、建物を取り壊した後、同建物内で二年前に売主の母親が首吊り自殺をしたことを知つて、契約を解除し、損害賠償を求めた事案において、

Xは、Yがその事実を説明しなかつたとして売買契約を解除し、Yに対し、違約金及び解体費用四一〇万円の損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) Xが本件土地建物を買い受けたのは、取り壊して新築住宅を建設、分譲するためであり、契約後解体されているから、Xの意思は主として土地取得にあつたと認められる。
- (2) Yの母親が平成八年に本件建物内で首吊り自殺したことは、民法五七〇条の瑕疪に該当する余地があると考えられるが、かつて本件土地上に存していた本件建物内での自殺であるから、嫌悪すべき心理的欠陥の対象はもはや特定できない一空間内におけるものに変容しており、土地にまつわる歴

買主業者Xは、平成一〇年三月、売主Yから、新築分譲住宅建設目的で、土地付中古住宅を、一、六〇〇万円で買い受け、解体したところ、平成八年にYの母親が本件建物内で首吊り自殺していたことが判明した。

一 事案の概要

- (1) Xが本件土地建物を買い受けたのは、取り壊して新築住宅を建設、分譲するためであり、契約後解体されているから、Xの意思は主として土地取得にあつたと認められる。
- (2) Yの母親が平成八年に本件建物内で首吊り自殺したことは、民法五七〇条の瑕疪に該当する余地があると考えられるが、かつて本件土地上に存していた本件建物内での自殺であるから、嫌悪すべき心理的欠陥の対象はもはや特定できない一空間内におけるものに変容しており、土地にまつわる歴

史的背景に起因する心理的な欠陥は少なくないから、通常一般人が本件土地に新たに建築された建物を居住の用に適さないと感じることが合理的であると判断される程度には至つておらず、Xの転売が不能であるとはいえない。

- (3) 従つて、本件自殺があつたという事実は、隠れたる瑕疵には該当せず、Yに説明義務はない。
- (4) よつて、Xの請求は理由がなく、棄却する。

三 まとめ

これまで、判例は、売買物件において過去に自殺があつた場合、物件が存続しているときは、六年三カ月前（横浜地判平一・九・八判時一三五二一一二六）、六年一一カ月前（東京地判平七・五・三）判時一五六六一一〇七）でも、瑕疵担保責任があるとする。また、免責特約を設けても、責任を免れないとする（五カ月前の自殺、浦和地裁川越支判平九・八・一九判タ九六〇一一八九、本誌四〇一七九）。反面、自殺のあつた座敷蔵を取り除かれて存在しないときは、住み心地のよきを欠くことはいえないとして、瑕疵担保責任を否定した判決がある（七年六カ月前の自殺、大阪高判昭三七・六・二一判時三〇九一一五）。

本判決も、「もはや特定できない一空間におけるものに変容」したとした。昭和三七年の

大阪高判と同旨の判決である。
（企画調整部調整第二課長）

最近の判例から (13)

公衆浴場の煙突の告知義務

（大阪地判 平一一・ニ・九 判タ一〇〇二一一九八） 伊藤 隆之

マンションの買主が、近隣の公衆浴場の煙突の存在と排煙の流入について売主業者が説明しなかつたのは、債務不履行であるとして、

売主業者に対し、損害賠償を求めた事案において、通常一般人が購入を断念するほどの重要な事実とは認められず、説明義務はないとして、請求を棄却した事例（大阪地裁 平成〇〇二号一九八頁）。

払った。

残代金は同年一月末支払うこととされていたが、Xが支払わなかつたので、Yは、手付金を没収した。

Xは、Yに対し、本件マンションから二〇m離れた地点に公衆浴場の煙突があるが、その存在と排煙の流入を説明しなかつたとして、手付金の倍額の損害賠償を求めた。

Yは、本件煙突は本件売買契約における重要事項ではないと主張した。

一 事案の概要

買主Xは、平成九年一月、売主業者Yから、マンションの一室（二階）を、代金五、四五〇万円で買い受け、手付金五四五万円を支

した。
これに対して、裁判所は、次のように判断